

名古屋市告示第 584号

使用収益停止通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る豊田都市計画事業豊田土橋土地区画整理事業施行者豊田市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 100条第 1項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができない（又は送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだ）ので、同法第 133条第 1項及び第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が愛知県豊田市西町 3丁目60番地にある掲示板に掲示されています。また、通知の内容は豊田市公式ホームページに掲載されています。

上記のことについて、同法第 133条第 2項において準用する同法第77条第 6項の規定により公告します。

令和 6年11月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
株式会社 吉田不動産	名古屋市中川区法華西町24番地の 2	豊田市土橋町 7丁目 89番 3

名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課